

監査公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、教育委員会に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月30日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

## 令和元年度 教育委員会に係る定期監査結果報告

### 1 監査の実施日

令和2年1月15日（水）、16日（木）、17日（金）

### 2 監査の対象

教育委員会

教育総務課、学校教育課（ハートフル・スクール、幼稚園、学校給食センター）、生涯学習課、生涯学習センター（図書館、プラザ萬象、少年愛護センター、少年自然の家、各公民館）、文化振興課（市民文化センター、博物館、みなとつるが山車会館）、スポーツ振興課（総合運動公園、武道館、きらめきスタジアム）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

### 4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

#### （1）指定管理者制度の運用について

指定管理料の算出に当たっては、本社管理費の算出根拠についても提示を求めるとともに、内容を十分精査の上、適正な指定管理料の設定と透明性の確保に努めていただきたい。また、事業報告における収支報告書については、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を明確にするよう指導していただきたい。

#### （2）固定資産台帳の整理について

改修工事等に伴う固定資産台帳への記載については、市としての統一的な基準により正確に判断するとともに、工事の内容により適切な記載となるよう努めていただきたい。また、寄附により取得した土地や美術品等については、適正な評価額での記載に努めていただきたい。

(3) 業務委託について

業務委託をするに当たっての委託先については、委託する業務内容についての知識・専門性を有することはもちろんのこと、独立した立場で公正中立に業務を行うことができるかを客観的に判断するよう努めていただきたい。